

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年10月から46年3月まで
社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付した記録が無いとの回答をもらった。
しかし、申立期間については、同居していた亡き父が、私の国民年金の加入手続を行い、私と母の分の国民年金保険料を一緒に納付していたので、私の保険料のみが未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間である上、申立人は国民年金に加入後、申立期間以外は国民年金保険料をすべて納付期限内に納付している。

また、申立人の国民年金の加入手続を行い、家族全員（申立人及び両親）の国民年金保険料を納付していたとする申立人の亡き父は、国民年金保険料を申立期間を含めて完納している上、申立人の母も同じく完納となっていることから、亡き父の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金加入後、両親と同居しながら、母の経営する美容室に美容師として従事し、「父の印刷業と共に美容室の経営も良好であった。」と主張しており、申立期間の国民年金保険料を未納とする特段の事情は見当たらないことから、申立人の両親の保険料が納付されているにもかかわらず、申立人の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和52年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月15日から同年4月1日まで
年金記録を確認したところ、昭和52年3月15日付けで資格喪失となっていた。しかし、人事異動により支店間の異動はあったものの、昭和47年4月1日入社以来、現在まで継続して同社に勤務しており、申立期間について、厚生年金保険未加入期間だった理由が分からない。人事カードを証拠書類として添付するので、調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する人事カード、C健康保険組合の記録、雇用保険の被保険者記録及び事業主の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和52年4月1日にA社B支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る申立期間前後の社会保険庁の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月及び同年5月、同年12月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月及び同年5月
② 昭和46年12月から48年3月まで

私の亡き父が、生前に私の国民年金の加入手続をし、保険料についても父がA市役所B支所で納付していた。今は証拠となる資料や領収書等は持っていないが、父は私に、老後に備えて国民年金が未納とならないようにと言っていたので、申立期間が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当初、未加入期間であったものが、平成8年9月4日の資格記録の追加により未納期間となったものであり、同時点では既に時効により納付できない期間である。

また、申立期間②については、当初、未加入期間であったものが、平成8年3月1日の資格記録の修正により未納期間となったものであり、同時点では既に時効により納付できない期間である。

さらに、申立人は、申立人の亡き父が、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、亡き父が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、具体的な加入状況や保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立人の妻は、「時期は特定できないが、毎月夫婦二人分の国民年金保険料をC納税組合に納付していた。」と主張しているが、C納税組合では、「昭和46年当時の書類は廃棄済みである。」としており、当該

組合における保険料の納付状況も不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの期間、63年4月から平成元年3月までの期間及び同年8月から6年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から41年3月まで
② 昭和63年4月から平成元年3月まで
③ 平成元年8月から6年3月まで

私は国民年金へ加入し、「貯金は無くとも年金だけは払う。」という気持ちで国民年金保険料を納付していた。自分の年金記録が心配になり照会したところ、覚えの無い免除期間や未納期間があり驚いている。当時は、私の収入（美容室自営）だけでも月に30万円以上あり不自由なく生活しており、送付された納付書で納付していた記憶があるので、未納とされていることに納得できない。督促等の通知をもらったことも全く無く、国民年金保険料を納付していたので通知が無かったのではないかと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、「申立期間の国民年金保険料を納付書で納付した。」と主張しているが、申立期間当時の保険料の納付方法は印紙検認方式の時期であり、納付書では納付できないことから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

また、申立期間②及び③については、申立人は、「送付された納付書で国民年金保険料を納付していた。」とする記憶のみであり、具体的な保険料の納付時期や納付額の記憶が無い上、申立人は「私自身の保険料の納付に家族は関与していない。」としており、申立期間当時の保険料の納付状況について、家族の証言を得ることもできない。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年12月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年12月から57年3月まで
昭和52年12月に、A市B町のC社会保険事務所で国民年金の加入
手続をした。その後は毎年、前納したはずだが、申立期間について未
納になっているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和52年12月にC社会保険事務所で国民年金の加入手続をした。」と主張しているが、社会保険事務所が管理する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたのは57年4月9日であり、その時点では、申立期間の一部が時効により納付できない期間である上、過年度保険料を納付した形跡も見受けられず、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は国民年金加入手続を、A市B町のC社会保険事務所で行ったと主張しているが、申立期間当時はA市D町（現在は、A市E町）に所在しており、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

青森国民年金 事案 376(事案 278 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 7 月から 54 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 53 年 7 月から 54 年 3 月まで

私は、申立期間当時、A 県や B 県へ出稼ぎに行っており、国民年金保険料の納付に直接関与していないが、国民年金保険料や税金等は元妻が納付してくれていた。その元妻も「国民年金保険料の滞納は考えられず、きちんと納付しているはず。」と言っていることから、保険料が納付されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、申立人は、「妹に預金通帳を預け、その通帳から下ろしたお金で申立人の姉が国民年金保険料を納付していた。」と主張しているが、申立人は昭和 55 年 2 月までは婚姻期間中であったことから、その主張に矛盾する点があること、また、申立人が、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 12 月 10 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てに際し、国民年金保険料や税金等は、元妻が納付していたと主張しており、その元妻は、「保険料の滞納など考えられず、請求が来たものは、きちんと納めたはず。」と主張しているものの、国民年金保険料の納付時期、納付場所、納付金額等の記憶は無く、具体的な納付状況等が不明であることから、これは委員会の当初の決定を変

更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 1 日から 44 年 9 月 20 日まで
申立期間について、厚生年金保険への加入が確認できない旨の回答をもらったが、当時、A町からB市にあるC社に勤めに行っていたと記憶している。D市のEさんも一緒に行っていることから厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の証言から、C社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、季節労働者として一緒に勤務した元同僚は、「雇用保険には加入していたが、厚生年金保険には加入していなかったと記憶している。」と証言している。

また、申立期間当時、監督であった元上司は、「申立期間当時は、季節労働者は厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と証言している上、当時の事務担当者も、「季節労働者は雇用保険には加入させていたが、厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と証言している。

さらに、申立期間において、社会保険事務所が管理する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人及び元同僚の氏名は無く、健康保険の整理記号番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 8 月 1 日から 23 年 1 月 1 日まで
申立期間について、船員保険への加入が確認できない旨の回答をもらった。船員手帳では昭和 22 年 8 月 1 日の雇入れであるにもかかわらず、船員保険加入が 23 年 1 月 1 日となっていることに納得できないので申立てする。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している船員手帳の雇入年月日から、申立人が申立期間において、A丸に乗船していたことは推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が管理する船員保険被保険者名簿によると、最初の被保険者資格取得年月日が昭和 23 年 1 月 1 日であることが確認できることから、当該事業所の船員保険の適用年月日は 23 年 1 月 1 日からであったものと推認できる。

また、申立人が名前を挙げた元同僚の船員手帳の雇入年月日は、申立人と同時期の昭和 22 年 8 月 4 日にもかかわらず、社会保険事務所が管理する船員保険被保険者名簿によると、元同僚の船員保険資格取得年月日は 23 年 1 月 1 日となっている上、申立期間に乗船していたすべての船員の船員保険資格取得年月日も同日となっていることから、当該事業所では、雇入れと同時に船員保険に加入させていなかったと認められる。

さらに、同じ船に乗っていた同僚からは、申立てに係る事実を確認できる証言を得ることはできなかった。

加えて、当時の船主は既に死亡しており、現在の事業主は、「船員保険の加入記録は、昭和 42 年からしか残っていないので、当時のことは分か

らない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 1 月から 25 年 4 月まで (日付不詳)
私は、申立期間において、A 社 (昭和 22 年に D 社として再発足) B 支社 C 支部に勤務していた。辞令の写しを添付するので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している A 社 B 支社 C 支部発行の昭和 23 年 10 月 1 日付け「内設主任」の委嘱の通知書、D 社 E 支社が発行した同年 11 月 1 日付けと 24 年 4 月 1 日付けの「出張所長」の委嘱状及び同僚の証言により、申立人が外務職員として勤務していたことは確認することができる。

しかしながら、F 健康保険組合では、「昭和 23 年から制度が変わり、外務職員は「保険代理人」に移行してから、厚生年金保険には加入させておらず、委嘱の文書が交付されていても、「保険代理人」である間は厚生年金保険の加入はしていない。」と証言している。

また、D 社本社では、職員の管理等一切は各県にある支社に任せているとしているところ、E 支社では、「昭和 39 年以前の記録は無い。」と回答している。

さらに、当時の外務職員の同僚とは、連絡がとれず、申立てに係る事実を確認することはできなかった。

加えて、当時の内勤職員の同僚は、「申立人のことは覚えているが、外務職員だったので、余り話をしたこともなく、勤務時期は分からない。」旨の証言をしている。

その上、社会保険事務所が管理する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月 15 日から 57 年 6 月 20 日まで
② 平成 17 年 3 月 21 日から 18 年 2 月 20 日まで
申立期間①については、A社で季節労働者として働いていた。

B社に勤務していた申立期間②については、平成 17 年分の給与所得の源泉徴収票があり、厚生年金保険料を給与から引かれていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の記録により、申立人がA社に勤務していたことがあったと推認できる。

しかしながら、申立期間当時の事務担当者は、「申立人のことは分からない。平成 14 年に会社解散後、社会保険関係の書類の保管をしており、昭和 52 年ごろからの書類を調べたが、申立人の氏名及び記録は無い。当時、季節労働者は厚生年金保険に加入していない人もいたし、雇用保険だけに加入している者もいた。」と証言している。

また、申立人の当該事業所での雇用保険の加入記録は、昭和 55 年 4 月 1 日から同年 4 月 30 日までとなっている。

さらに、申立期間のすべてにおいて、申立人は国民年金の申請免除期間であることが確認できる。

加えて、当時の複数の同僚は、申立人のことを覚えておらず、申立てに係る事実を確認できる証言を得ることはできなかった。

なお、社会保険事務所が管理する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、整理記号番号

に欠番も無い。

申立期間②については、雇用保険の記録及び源泉徴収票により、申立人がB社に勤務していたことを確認することはできる。

しかしながら、平成17年分の源泉徴収票を見ると、社会保険料等の金額のうち、申立人の妻の国民年金保険料等の金額を差し引いた金額は、申立期間当時の建設業の雇用保険料と一致することから、厚生年金保険料は控除されていなかったことが推認できる上、事業所に厚生年金保険の加入について照会したところ、事業主の妻は、「申立人は厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している。

また、申立人の当該事業所での雇用保険の加入記録は、平成17年5月6日から18年1月31日までとなっている。

さらに、同僚からは、申立てに係る事実を確認できる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。